



子どもがアルバイトをしています。市県民税は課税されますか？
また、私の扶養控除の対象になりますか？

私の子どもがアルバイトをしています。市県民税は課税されるのでしょうか？
また、私の扶養控除の対象になるのでしょうか？



子ども自身は一定金額を超えると課税されます。
扶養控除は所得が**48万円**以下であれば対象になります。

1 子どもの課税・非課税について

子どもが未成年者の場合は、前年の合計所得金額が**135万円**（給与収入のみの場合、収入**204万4千円**）を超えると課税されます。

子どもが成人者の場合は、扶養者がいなければ合計所得金額が**41万5千円**（給与収入のみの場合、収入**96万5千円**）を超えると課税になります（P 3 参照）。

なお、学生は、合計所得金額が**75万円**以下（給与収入のみの場合、収入**130万円**以下）で、かつ給与所得等以外の所得が**10万円**以下の場合、勤労学生控除（**26万円**）を受けることができます。

2 扶養控除について

扶養控除は、**16歳以上**の生計を一にしている親族で、事業専従者ではなく、前年の合計所得金額が**48万円**以下（給与収入のみの場合、収入**103万円**以下）であれば、対象になります。合計所得金額が**48万円**を超えると、扶養控除の対象にすることはできません。

生計を一にするとは、生活費を一緒にしていることをいい、必ずしも一緒に住んでいることは必要ではありません（市外の子どもに定期的に仕送りをしている場合などは、生計を一にしていることになります）。

また、**16歳未満**の年少扶養のかたは扶養控除の対象にはなりませんが、市県民税の課税・非課税の判定（P 3 参照）や他の制度では、年少扶養も含めた扶養人数を用いますので、年末調整や申告の際は、年少扶養のかたも忘れずに申告してください。

確定申告の場合、第二表の「配偶者や親族に関する事項」へ、市県民税申告の場合、「**16歳未満の扶養親族**」欄へ必ずご記載ください。給与支払報告書に記載されていても、確定申告書に記載がない場合、年少扶養は適用されません。

※ 税法上の扶養と健康保険の扶養は要件が異なり、別の仕組みです。

市県民税は前年の所得（所得税はその年の所得）で扶養を判断しますが、健康保険は今後の収入見込み額で判断する例が多くなっています。そのため、健康保険の扶養と税法上の扶養とでは、該当要件が異なる場合があります。

保険の扶養の対象範囲等は、加入されている健康保険によって異なりますので、詳しくはお勤め先や各健康保険の事業所などにお問合せください。

なお、国民健康保険には扶養の制度はありません。

